

商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）（基金協会保証型）

（2024年4月1日現在）

商品名	マイカーローン(一般型A)
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。ただし、20歳未満の准組合員の方は給与所得者または新卒者として新規に就職する方（事業専従者および親族が経営する法人に就職する方を除く。）（以下「新規就職者」といいます。）に限ります。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。なお、勤続年数が1年未満の新卒の給与所得者および新規就職者については、当JAが定める条件を満たしている方。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が1年以上の方。 ただし、年金受給者、新卒の農業者・給与所得者、新規就職者または岐阜県農業信用基金協会が容認する場合については1年未満でも可とします。</p> <p>○居住実態が確認できる方（申出のあった住所の確認ができる方。）。 なお、農業者以外の自営業者の方は、本人または同居家族の持ち家にお住まいの方に限ります。</p> <p>○新規就職者の方は申込期間がありますので、期間中に申込できる方。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。</p> <p>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、貸付実行時の年齢が71歳以上の方は200万円以内とし、年齢が20歳未満または新規就職者の方は300万円以内とします。</p>
借入期間	<p>○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。 ただし、新規就職者の方は、据置期間を除き5年以内とします。</p> <p>○据置期間はご融資日から2か月後までの範囲内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在</p>

	お借入中の自動車資金の残存期間内、または15年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。														
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。														
担保	○不要です。														
保証人	○当J Aが指定する保証機関（岐阜県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。														
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>保証料率は、年0.65%です。</p> <p>【100万円を約定利率年3%にてお借入された場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>1年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>7年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3,529</td> <td>10,147</td> <td>16,895</td> <td>23,776</td> <td>34,327</td> <td>50,755</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	3,529	10,147	16,895	23,776	34,327	50,755
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	3,529	10,147	16,895	23,776	34,327	50,755									
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.35%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.40%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.35%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.25%	団体信用生命共済（連生）	年0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.40%		
団体信用生命共済（保険）名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年0.20%														
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.35%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.25%														
団体信用生命共済（連生）	年0.30%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.40%														

		がん保障特約付団体信用生命保険	年0.25%
		がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年0.35%
		団体信用生命保険（ワイド）	年0.50%
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.50%</p>		
手数料	<p>○ご融資の際は、5,500 円の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,500 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…3,300 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店またはリスク統括課（電話：058-265-7020）にお申し出ください。当 J A では規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店リスク統括課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020）</p> <p>愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>		
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>		

J A ぎふ